

保育所は市町村の専売特許か？

保育所は、もともと教養制度として発足したのですが、今日では一般化しています。これは、生活維持のため保護者がやむなく働かざるを得ることによるほか、女性の社会的進出、雇用機会の増大など、保育所制度ができた当時は比較できないほど社会経済情勢が変化したことによるものといえます。

ところで、児童福祉法では「国及び地方公共団体は児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」(第二条)と定めています。そして、「国は、別に法律の定めるところにより、児童福祉施設を設置するものとす。②都道府県は、

命令の定めるところにより、児童福祉施設を設置しなければならない。③市町村その他の者は、命令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができ(第三十五条)と規定しています。

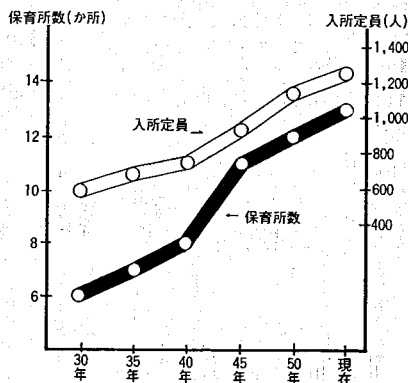
つまり、保育所や心身障害児収容施設(当市の秋葉学園など)は、前記の③で定められているように、市町村や私営としでも設置できますが、第一義的には国や県が設置することとなっている児童福祉施設なのです。また、近年要望が高まっているコニヤコニヤも、法律では国や県に設置義務を課しています。

それというの、「市町村長は……保育に欠けるところがある」と認めるときは、それらの児童を保育所に入所させて、保育しなければならない。但し、附近に保育所(国や県立、あるいは私立)がない等や、むを得ない事由があるときは、その他の適切な保護を加えるければならない(第二四条)と、市町村長に対して、保育に欠ける児童を保育所へ入所させる措置義務を課している。ですから、国・県立あるいは私立の保育所が不足している現状の中では、市町村(長)はどうしても保育所を建設せざるを得ません。そしてこれが常態となつて、保育所行政があたかも市町村の専売特許(?)のようになっているわけだ。

“建て前”と“本音”の違い

保育所行政は、前にもふれたように、全国的な事務であると同時に、地方的性格が濃い事務です。ですから、保育所の建設や運営に要する経費は、児童福祉法で国・県と市町村がそれぞれ分担して負担するように定められています。つまり、市町村が設置する保育所の建設(用地買収は対象外)や入所措置(運営に要する経費)については、国がその最低基準を定め、建設費の二

年次別保育所数と入所定員の推移
(へき地保育所を除く)



分の一を国、残りの二分の一を県と市町村(児童福祉法第五二条、五四条)で、運営費は十分の八が国、残りの十分の二を県と市町村(同法五三条、五五条)でそれぞれ負担するというのが……。

ところが、以前は精算額方式(実際に要した額をもとに負担金を算定)であったものが、昭和四十八年から、(1)保育所建設については厚生大臣の承認があったものに限り、(2)国庫負担金の算定は厚生大臣が定める単価・数量等の基準による、というふうに改められた結果、国の予算の都合や、保育措置を課されている市町村の関与でできない一方的な基準によって国の負担金が算定されることになったのである。このように、保育所とすればかりでなく、保育所という施設は、まず国や県が設置しなければならないという法律上の義務を放棄する危険性があるとともに、「……経費の種目、算定基準及び国と地方公共団体とが負担すべき割合は、法律又は政令で定めなければならない」(地方財政法第一一条)という大原則が崩れることになりました。そして、負担金——義務という関係は補助金——任意にすりかえて、保育所行政の責任を市町村にのみ負わせることになりかねません。(つづく)

お買物、ご用命は市内で

ホームビデオと

冷暖房設備のご相談は……

フルタイム・完全アフターサービス



井浦電気

新津市本町2丁目 TEL (代表) 4-4141

表 具

鈴木一心堂

新津市本町2丁目

本町3番2-2035